



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

**Press Release**

報道関係者 各位

平成27年6月18日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 鈴木隆雄  
専門監督官 貝田直也  
電話 018-862-6682

### 平成26年度の監督指導実施結果について

～ 長時間労働や割増賃金不払いに関する違反が依然多い。  
危険機械の使用停止等命令事案も増加 ～

秋田労働局（局長 小林 泰樹）は、平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）に管下6労働基準監督署が実施した監督指導<sup>※1</sup>の実施結果について以下のとおり取りまとめましたので、監督結果の概要と監督指導事例を公表します。

#### 【監督指導結果の概要（別添1参照）】

- 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場<sup>※2</sup>は、監督指導を実施した2,171事業場のうち、1,550事業場（違反率71.4%）であった。
- 主な違反の内容は、多い順に、①労働時間（21.1%）、②割増賃金不払（16.5%）、③健康診断に関するもの（12.8%）、となっている。
- 特に危険度の高い機械設備や作業場所に対し、使用停止、立入禁止等の命令書を交付した事案は150事業場（前年比67%増）と大幅に増加した。

#### 【監督指導の事例（別添2参照）】

- 5か月連続で月の時間外労働が100時間を超え、1か月最大135時間に及ぶ違法な時間外労働を行わせていた事業場に対する指導
- 労働時間の記録を改ざんし、時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかった事業場に対する指導
- 機械の巻き込まれ等、休業2か月以上の労働災害を1年に2回発生させた事業場に対する指導

#### 【今後の取組】

- 秋田労働局では、これら監督指導の実施結果を踏まえ、引き続き、積極的に監督指導を実施し、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、指導に従わない、あるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検するなど厳正に対処することとしている。

※1 監督指導とは

労働基準監督官が、労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法等の法令遵守状況について監督指導を行うもの（原則として、事業場に直接立入して行うもの。）。なお、監督指導の対象となる事業場は、法定労働基準の履行確保や労働災害の防止等を図る目的から、法令遵守等に問題が懸念される業種等についてあらゆる情報を基に選定される。

※2 事業場とは

一定の場所で独立して継続的に行われる事業組織の単位。企業の本社、支店、営業所、工場、店舗、工事現場などが各々離れた場所にある場合には、原則として、それぞれが別個の事業場として取扱われる。労働基準法等は事業場を単位として適用される。

## 1 監督指導の実施事業場数及び違反内容について（別添1参照）

(1) 平成26年度に管下労働基準監督署が実施した監督指導の状況（表1参照）

- |        |          |                 |
|--------|----------|-----------------|
| ① 事業場数 | 2,171事業場 | （25年度 1,761事業場） |
| ② 違反率  | 71.4%    | （25年度 69.7%）    |

平成26年度中に監督指導を実施した事業場の総数は2,171事業場で、このうち何らかの労働関係法令違反が認められ是正指導をした事業場の総数は1,550事業場であった。

監督指導を実施した事業場総数に対する違反事業場数の割合（以下、「違反率」という。）は71.4%で、平成25年度に比べ1.7ポイント増加した。

(2) 主な違反内容（表2参照、%は違反率を示す。）

- |                |                |              |     |
|----------------|----------------|--------------|-----|
| ① 労働時間に関するもの   | 457事業場 (21.1%) | [25年度 29.9%] | 労基法 |
| ② 時間外の割増賃金支払い  | 359事業場 (16.5%) | [25年度 15.1%] | 労基法 |
| ③ 健康診断に関するもの   | 277事業場 (12.8%) | [25年度 12.2%] | 安衛法 |
| ④ 墜落防止措置に関するもの | 224事業場 (10.3%) | [25年度 9.1%]  | 安衛法 |
| ⑤ 法令等の周知義務     | 186事業場 (8.6%)  | [25年度 10.7%] | 労基法 |
| ⑥ 労働条件の明示      | 184事業場 (8.5%)  | [25年度 8.8%]  | 労基法 |
| ⑦ 元方事業者の講ずべき措置 | 136事業場 (6.3%)  | [25年度 4.3%]  | 安衛法 |

内容： 法違反として是正勧告が行われた条文は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の法令や規則の350の条文に及ぶ。

条文別では、労働時間に関連したものや、時間外労働の割増賃金不払違反が多かった。違法な時間外労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）が多い現実を反映している。

また、労働安全衛生面では、健康診断にかかる違反や墜落防止措置に

関する違反が多かった。

(3) 使用停止命令等重大な違反の状況 (表3-1から3-3参照)

監督指導を実施した際、機械や設備等により労働災害発生の危険性が高いため「使用停止等処分」を行ったものは、150事業場となっており、前年度より60事業場の大幅な増加となった。過去3年間では平成23年度90事業場、平成24年度96事業場、平成25年度90事業場であった。

「使用停止等処分」を行った業種は、建設業が92事業場で61.3%を占め(平成25年度は49事業場で54.4%)、最も多く、内容は墜落防止措置に関するものが多い。建設業に対しては平成25年の死亡災害増加を受けて、平成26年に臨検監督による指導を強化した結果、使用停止等処分が増加したものと考えられる。

次いで多いのは製造業で37事業場24.6%となっており、内容は機械の原動機や回転軸の覆いに関するものであった。

交付した内容としては、

① 高さ2m以上の高所で墜落防止等 137事業場 (25年度 48事業場)

② 機械の原動機、回転軸等の覆い 29事業場 (25年度 34事業場)

(注意:重複あり。一つの事業場で墜落防止と覆いがない場合それぞれに計上している。)

が多くなっている。

(4) 業種別違反率等の状況 (表4-1及び表4-2参照)

① 製造業

事業場数 437事業場 (25年度 369事業場)

違反率 78.9% (25年度 72.1%)

内容: 全体の法違反状況では、労働時間に関する違反が156事業場35.7%と最も高く、次いで法令等の周知に関する法違反が83事業場19.0%、時間外労働を行った場合に支払う割増賃金に係る法違反が75事業場17.2%など基本的な労働条件に関する違反が多い。

労働安全衛生関係の法違反では、有機溶剤の健康診断に関する法違反が55事業場12.6%と最も高く、次いで一般健康診断の医師の意見聴き取りに関する法違反が40事業場9.2%などの労働者の健康に係る違反が目立っている。

② 建設業

事業場数 818事業場 (25年度 557事業場)

違反率 68.8% (25年度 65.7%)

内容: 建設業にかかる法令違反は、墜落防止措置に関する違反が

189 事業場 23.1%と最も多く、次いで、元方事業者が請負人に対して指導を行っていなかったとする違反（元方事業者の講ずべき措置等）が 132 事業場 16.1%となっており、作業主任者の氏名等の周知が 81 事業場 9.9%となっている。高所作業の墜落防止に関する法令違反が目立っている。

### ③ 運輸交通業

事業場数 104 事業場 （25年度 105 事業場）

違反率 78.8% （25年度 74.3%）

内容： 労働時間に関する違反が 73 事業場 70.2%と最も高く、次いで自動車運転者の労働時間等の改善基準（以下「改善基準」という）の違反である最大拘束時間の違反が 46 事業場 44.2%、連続運転時間違反が 37 事業場 35.6%などとなっていて労働時間管理に関する違反が上位を占める。この結果は、自動車運転者の長時間労働の問題を反映した結果となっている。

### ④ 商業

事業場数 386 事業場 （25年度 266 事業場）

違反率 71.2% （25年度 75.6%）

内容： 時間外の割増賃金に係る違反が 113 事業場 29.3%と最も高く、次いで健康診断に関する違反が 112 事業場 29.0%、労働時間に関する違反が 104 事業場 26.9%、労働条件明示に関する違反が 56 事業場 14.5%となっている。一般労働条件にかかる法違反が上位を占める。全業種の定期健康診断を実施していない違反の半数をこの商業が占めている。

### ⑤ 保健衛生業

事業場数 142 事業場 （25年度 125 事業場）

違反率 69.0% （25年度 72.0%）

内容： 社会福祉施設が 120 事業場 84.5%を占めている。違反の内容は、時間外の割増賃金に係る違反が 46 事業場 32.4%と最も高く、次いで労働時間に関する違反が 31 事業場 21.8%、健康診断に関する違反が 22 事業場 15.5%、労働条件明示に関する違反が 20 事業場 14.1%となっている。

### ⑥ 接客娯楽業

事業場数 106 事業場 （25年度 125 事業場）

違反率 67.9% （25年度 74.4%）

内容： 飲食店が 50 事業場 47.2%、旅館業が 43 事業場 40.6%となっている。違反の内容は、時間外の割増賃金に係る違反が 48 事業場 45.3%と最も高く、賃金不払い等に関する違反が 27 事業場 25.5%、労働時間に関する違反が 20 事業場 18.9%、労働条件明示に関する違反が 14 事業場 13.2%、法令等の周知に関する法違反が 12 事業場 11.3%となっている。

表 1 監督指導事業場数等（平成 22 年度～平成 26 年度）

	監督指導事業場数	違反事業場数	違反率(%)
平成 26 年度	2,171	1,550	71.4
平成 25 年度	1,761	1,228	69.7
平成 24 年度	2,101	1,328	63.2
平成 23 年度	2,097	1,449	69.1
平成 22 年度	1,884	1,310	69.5

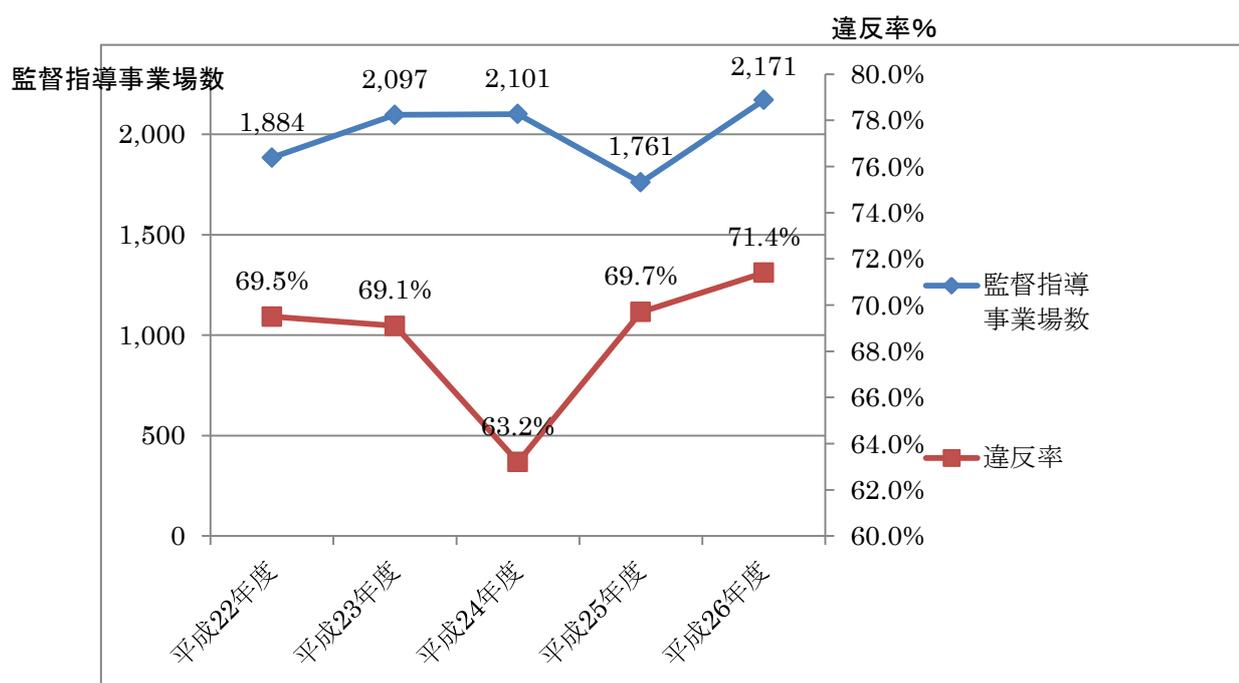


表 2 平成 26 年度主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数	違反率
① 労働時間に関するもの(労働基準法第32条)	457	21.1%
② 時間外の割増賃金支払い(労働基準法第37条)	359	16.5%
③ 健康診断に関するもの(労働安全衛生法第66条関係)	277	12.8%
④ 墜落防止措置に関するもの(労働安全衛生法第20・21・31条)	224	10.3%
⑤ 法令周知義務(労働基準法第106条)	186	8.6%
⑥ 労働条件明示(労働基準法第15条)	184	8.5%
⑦ 元方事業場者の講ずべき措置(労働安全衛生法第29条)	136	6.3%
⑧ 賃金不払い(労働基準法第23・24条)	127	5.8%
⑨ 最低賃金(最低賃金法第4条)	32	1.5%

表 3 - 1 使用停止等命令書の交付状況

年度	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度	H 2 5 年度	H 2 6 年度
使用停止等命令書交付事業場数	7 2	9 0	9 6	9 0	1 5 0

表 3 - 2 主な業種別 使用停止等命令書の交付状況（平成 2 5 年度・平成 2 6 年度）

業種	平成25年度	平成26年度	対前年度比
	使用停止等命令書 交付事業場数	使用停止等命令書 交付事業場数	
製造業	33	37	+4
鉱業	2	10	+8
建設業	49	92	+43
運輸交通業	1	2	+1
商業	4	5	+1

表 3 - 3 平成 2 6 年度 主な使用停止等命令書の違反内容（上位 3 つ）

主な違反内容	事業場数
墜落防止措置に関するもの	1 3 7
機械の原動機、回転軸等の覆いに関するもの	2 9
プレス等の危険防止に関するもの	7

表 4-1 監督指導の業種別違反率(平成 25 年度・平成 26 年度)

業 種	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	対前年度比
	違反率 (%)	違反率 (%)	ポイント
製 造 業	72.1	78.9	+6.8
鉱 業	100.0	72.0	▲28.0
建 設 業	65.7	68.8	+3.1
運輸交通業	74.3	78.8	+4.5
貨物取扱業	100.0	60.0	▲40.0
工業的業種	69.4	72.8	+3.4
農 林 業	33.3	45.5	+12.2
畜産・水産業	25.0	66.7	+41.7
商 業	75.6	71.2	▲4.4
金融広告業	58.8	55.0	▲3.8
映画・演劇業	66.7	0.0	▲66.7
通 信 業	30.0	0.0	▲30.0
教育研究業	55.0	61.5	+6.5
保健衛生業	72.0	69.0	▲3.0
接客娯楽業	74.4	67.9	▲6.5
清掃・と畜業	87.5	62.5	▲25.0
官 公 署	0.0	0.0	±0
そ の 他	62.5	62.5	±0
非工業的業種	70.0	68.9	▲1.1
合計	69.7	71.4	+1.7

表 4-2 業種別の主な違反内容（上位 3 つ）

業種	主な違反内容（左欄から多い順）		
製造業	①労働時間 （労基法第 32 条） 35.7%	②法令等の周知義務 （労基法第 106 条） 19.0%	③割増賃金 （労基法第 37 条） 17.2%
建設業	墜落防止措置に関するもの （安衛法第 20・21・31 条） 23.1%	元方事業者の講ずべき措置 （安衛法第 29 条） 16.1%	作業主任者の氏名等周知 （安衛法第 14 条） 9.9%
運輸交通業	労働時間 （労基法第 32 条） 70.2%	改善基準 （最大拘束時間） 44.2%	改善基準 （連続運転） 35.6%
商業	割増賃金 （労基法第 37 条） 29.3%	健康診断に関するもの （安衛法第 66 条関係） 29.0%	労働時間 （労基法第 32 条） 26.9%
保健衛生業	割増賃金 （労基法第 37 条） 32.4%	労働時間 （労基法第 32 条） 21.8%	健康診断に関するもの （安衛法第 66 条関係） 15.5%
接客娯楽業	割増賃金 （労基法第 37 条） 45.3%	賃金不払い （労基法第 24 条関係） 25.5%	労働時間 （労基法第 32 条） 18.9%

事例 1 (食料品製造業)	労働者に違法な時間外労働(5か月連続で月の時間外労働は100時間を超え、最大135時間)を行わせていた。
<p><b>【監督指導において把握した事実と監督署の指導】</b></p> <p>労働基準監督官が出勤簿等の労働関係書類を調査・確認したところ、時間外・休日労働に関する協定(以下、36協定という。)の限度時間の上限を超えて、最大で月135時間の違法な時間外労働を行わせていた。労働者は1人で作業を担当しており休憩も取れない日があった。また、深夜業従事者に係る法定健康診断を実施していなかった。</p> <p><b>【監督署の対応】</b></p> <p>事業主に対し、長時間労働の削減(労基法第32条)休憩時間の確保(労基法第34条)及び健康診断(安衛法第66条)ほかについては是正を勧告した。</p> <p><b>【監督指導の結果】</b></p> <p>経営者の労務管理に関する意識が向上し、増員を図り、労働者の負担を軽減し時間外労働は半減した。</p>	

事例 2 (その他の製造業)	労働時間の記録を改ざんし、時間外労働に対する割増賃金を支払っていないかった。
<p><b>【監督指導において把握した事実と監督署の指導】</b></p> <p>労働基準監督官が、出勤簿等の労働関係書類を調査・確認したところ、書類上は時間外労働を行わせていない記録となっていた。しかし、業務関係の記録との間に齟齬があることを指摘したところ、事業主は改ざんを認め、労働者3名に対して36協定の限度時間の上限を超える違法な時間外労働を行わせていたことが判明した。</p> <p><b>【監督署の対応】</b></p> <p>事業主に対し、時間外労働に対する割増賃金の支払(労基法第37条)ほかについては是正を勧告した。</p> <p><b>【監督指導の結果】</b></p> <p>労働時間を適正に把握し、法定の割増賃金を計算した結果、過去2年分の不足額合計約120万円が支払われた。是正勧告等の事項については、すべて改善され、現在は適正な労務管理が行われている。</p>	

事例 3 (採石事業場)	砕石プラントを稼働する工場において、1年の間に、2人の労働者が、休業2か月以上の労働災害にあった。 労働災害の形態も、墜落・転落災害と巻き込まれ災害で、さらに重篤な災害となる可能性もあった。
<p><b>【監督指導において把握した事実と監督署の指導】</b></p> <p>労働基準監督官が、工場設備や安全衛生管理状況を調査・確認したところ、高所からの墜落防止対策に不備があったほか、クレーンの安全設備の不具合や、法定の安全衛生教育を実施していないこと等が判明した。</p> <p><b>【監督署の対応】</b></p> <p>事業主に対し、墜落の危険のある作業床への立入禁止（安衛法第20条）を命じたほか、安全教育の実施（安衛法第59条）ほかについては是正を勧告した。</p> <p><b>【監督指導の結果】</b></p> <p>墜落の危険のある作業床に手すりを設置する等の安全対策が講じられたほか、是正勧告等の事項については、すべて改善された。</p> <p>経営者および労働者の安全衛生に関する意識が向上し、以後労働災害が発生していない。</p>	